

産業連携ネットワーク幹事会運営要領

1. 趣旨

本要領は、産業連携ネットワーク規約6の(3)の規定に基づき、産業連携ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の幹事会の議事手続その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 任務

幹事会は、次の事務を行う。

- (1) ネットワークの運営方針の決定
- (2) ネットワークで取り組む課題等の選定
- (3) (2)の課題等の検討のための部会の設置
- (4) ネットワークで取り組む課題やプロジェクト等の推進に関する助言及び指導

3. 会議

幹事会は、ネットワーク事務局が招集する。

- (1) 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、持ち回りにて開催することができるものとする。
- (2) 幹事会は、幹事会に出席した幹事((1)のただし書きの場合にあっては全ての幹事)の過半数の賛成により議決する。
- (3) 幹事会には、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。
- (4) 幹事会の資料及び議事要旨はネットワークの会員に公開する。

4. 要領の改訂

本要領は、必要に応じて、幹事会がネットワーク事務局と協議の上、改訂することができる。